

教育・保育給付認定申請書 兼 令和7年度 保育所等 利用申込書 (転所)

江東区長 殿

①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。

江東区福祉事務所長 殿

①及び②の記載内容のとおり、入園のしおりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

教育・保育給付認定・保育施設の利用調整及び保育料の決定に当たり、マイナンバーの情報連携に同意します。

※申請児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

転所を希望の場合、上の□にチェックをお願いします。

転所の必要がなくなった場合には申込みの取下げが必要です。

申込日 令和6年10月25日

Main application form containing sections for applicant information, guardian information, child information, and facility preferences.

※1 ◆今後保育園に関する通知の宛名は保護者代表者欄に記入した方となります。 ◆保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合は、江東区民を保護者代表者としてください。 ◆申請児童又はきょうだいが在園し、又は教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けており、現在の保護者代表者が今回の申請と異なる場合は、既に登録されている保護者を代表者としたします。 ※2 ○が両親ともついでない場合は、保護者代表者を優先連絡先とします。 ※3 記載内容が異なる場合又は税申告の手続きが済んでいない場合は、区市町村民税の確認ができないことから、利用調整において不利になることがあります。 ※4 施設コードと施設名の対応が不一致の場合、『施設名欄』に記載された保育園が正しい記載であるものとして選考いたします。 また、児童の対象年齢クラスを実施していない施設を記載した場合、対象外の施設は削除し、下位の園を繰り上げます。 ※5 F及びGは3人以上同時申込では選択できません。入園のしおりに、きょうだいで申込み場合の選択方法の説明があります。 ※6 記載がない場合は調整指数15番の加点の対象とはなりませんのでご注意ください。